

福島労基発 0929 第6号
令和 8 年 9 月 29 日

登録教習機関の長 殿

福島労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく
安全衛生教育等の実施について」の改正について

労働基準行政の推進につきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

標記については、「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号・基安労発 0125 第 1 号・基安化発 0125 第 1 号。以下「e ラーニング通達」という。）により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等（以下「e ラーニング等」という。）を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところです。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「令和 8 年改正省令」）がそれぞれ令和 7 年 5 月 14 日、令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、e ラーニング通達を下記のとおり改正するので、御理解いただくとともに関係者への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、改正後の e ラーニング通達は、別添で示すとおりです。

記

1 改正の趣旨

改正法による改正後の作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第 5 条に規定する講習について、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する

法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示（令和 8 年厚生労働省告示第325号。以下「令和 8 年改正告示」という。）により、作業環境測定士規程（昭和51年労働省告示第16号）を改正し、作環法第 5 条に規定する講習の科目に「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」を新たに追加したこと等に伴う所要の改正を行う。

また、令和 8 年改正省令による改正後の作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第 3 条の 5 に規定するサンプリング補助者講習について、サンプリング補助者講習規程（令和 8 年厚生労働省告示第293号）を新たに定め、サンプリング補助者講習の講習科目等が規定したことから、サンプリング補助者講習について e ラーニング等による講習を実施できることとするため、別表にサンプリング補助者講習を追加する。

なお、有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第44号。以下「令和 6 年改正省令」という。）は令和 8 年 9 月 1 日に廃止となるが、令和 8 年改正省令附則第 3 条第 1 項の規定により、令和 8 年 9 月 1 日に現に令和 6 年改正省令附則第 3 条第 2 項の規定による登録を受けている登録個人ばく露測定講習機関については、その登録を受けた日から起算して 5 年を経過する日までの間は、引き続き令和 6 年改正省令による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第 1 条の 2 の 44 の 17 第 1 項柱書に規定する個人ばく露測定講習を実施することができることとしていることから、別表にその旨を追記するとともに、所要の改正を行う。

2 e ラーニング通達の一部改正

- ・別表の「作業環境測定士登録講習（※16）」の行を別紙 1 のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行を別紙 2 のとおり改正する。
- ・別表の「個人ばく露測定講習（※18）」の行の次に別紙 3 の行を加える。
- ・別表欄外の（※16）を以下のとおり改める。

作環法第 5 条の講習

- ・別表欄外の（※18）を以下のとおり改める。

有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 1 条の 2 の 44 の 17 第 1 項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和 6 年改正省令は令和 8 年 9 月 1 日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年

厚生労働省令第 116 号。以下「令和 8 年改正省令」という。) 附則第 3 条第 1 項の規定により、同日までに令和 6 年改正省令附則第 3 条第 2 項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関(以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。)は、その登録の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。)

- ・別表欄外の(※18)の次に以下を加える。

(※19) 作環則第 3 条の 5 に規定するサンプリング補助者講習(令和 8 年改正省令附則第 12 条及び第 13 条の規定により令和 8 年 10 月 1 日前に実施されるものを含む。)

- ・別表欄外の(※32)を以下のとおり改める。

(※33) 個人ばく露測定講習規程(令和 6 年厚生労働省告示第 93 号)(令和 8 年 9 月 1 日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習(※18)について、なおその効力を有するものとされている。)

- ・別表欄外の(※32)の次に以下を加える。

(※34) サンプリング補助者講習規程(令和 8 年厚生労働省告示第 293 号)

- ・(※19)を(※20)に、(※20)を(※21)に、(※21)を(※22)に、(※22)を(※23)に、(※23)を(※24)に、(※24)を(※25)に、(※25)を(※26)に、(※26)を(※27)に、(※27)を(※28)に、(※28)を(※29)に、(※29)を(※30)に、(※30)を(※31)に、(※31)を(※32)に、(※32)を(※33)に、(※33)を(※35)に改める。

作業環境測定士登録講習 (※16)	講習範囲が告示(※31)第3条第1項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※31)第3条第1項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法(昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。)別表第3各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所以より実施していること	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同場所以より実施し、口述試験を対面により実施していること	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則(昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。)第44条第4号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	【1】又は【2】の要件を満たしていること 【1】告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。)」は、会場ごとに50人以内の受講者としていること 【2】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ① 会場ごとに50人以内の受講者としていること ② 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること ③ 告示(※31)第3条に規定する講習の科目のうち「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり6人以内の受講者としていること	—	
----------------------	--------------------------------	--	--	----------------------------	---	--	--	---	---	--

個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第1条の2の44の19第1項第3号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第3号）の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所以より実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同場所以より実施すること	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第1条の2の44の19第1項第4号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第4号）に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第1条の2の44の19第1項第1号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第1号）に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること	—	
----------------	------------------------------	---------------------------------------	---	----------------------------	--	---	--	--	---	--

サンプリング補助者講習（※19）	講習範囲が、告示（※34）第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※34）第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第1項第3号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所以対面により実施していること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所以対面により実施すること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第1項第4号に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第1項第1号に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者として	—	
------------------	------------------------------	---------------------------------------	--	-------------------------------	--	--	--	---	---	--

基安安発 0125 第2号
基安労発 0125 第1号
基安化発 0125 第1号
令和3年1月25日
基安計発 1227 第1号
基安安発 1227 第2号
基安労発 1227 第1号
基安化発 1227 第1号
一部改正 令和5年12月27日
基安計発 0404 第1号
基安安発 0404 第1号
基安労発 0404 第1号
基安化発 0404 第1号
一部改正 令和6年4月4日
基安計発 0902 第1号
基安安発 0902 第1号
基安労発 0902 第3号
基安化発 0902 第1号
一部改正 令和8年9月2日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計 画 課 長
安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化学物質対策課長
(契 印 省 略)

インターネット等を介したeラーニング等により行われる
労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第59条第3項に規定する安全又は衛生のための特別の教育（以下「特別教育」という。）に係る当面の考え方については、令和2年3月26日付け基安安発0326第1号、基安労発0326第2号、基安化発0326第1号「インターネット等を介したeラーニングにより行われる特別教育の当面の考え方等

について」(以下「特別教育通達」という。))により示したところであるが、特別教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修(以下「安全衛生教育等」という。))についてもインターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等(以下「eラーニング等」という。))を実施する動きが認められるところである。

この状況を踏まえ、今般、安全衛生教育等を e ラーニング等により実施することについて、下記のとおり基本的な考え方及び留意事項を示すこととしたので、事業者及び安全衛生教育等の実施機関等に対する周知、指導について遺漏なきを期されたい。

なお、本通達をもって、特別教育通達は廃止する。

記

1 基本的な考え方

労働災害を防止するためには、作業に就く労働者に対し、必要な安全衛生教育等を適切に実施することが極めて重要であることから、法では、新規雇入れ時のほか、作業内容変更時においても安全衛生教育を行うべきことを定め、また、危険・有害業務に就く者に対する特別の教育や職長等の現場監督者、その他事業場の安全衛生担当者等に対する安全衛生教育等を行うべきことを定めている。

近年の急速なデジタル技術の進展に伴い、e ラーニング等により安全衛生教育等を実施することへのニーズが高まっているが、e ラーニング等により安全衛生教育等を行う場合においても、対面による方法と同等の教育効果を担保するため、安全衛生教育等の実施者は、記の2に掲げる事項に留意する必要がある。

さらに、第4回デジタル臨時行政調査会(※)において策定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、アナログ規制等に関する法令約1万条項について、点検・見直しを行うこととされたことを受け、令和4年12月にはこれら規制等に係る法令の見直しに向けた工程表が公表されており、一連の見直しの中では、各種法令等に基づき行われている対面講習について、①受講申込のオンライン手続きや受講票のデジタル発行、②オンラインによる講習受講、③受講修了証のデジタル発行等を含むデジタル完結を基本とする対応が求められていることから、こうした点も踏まえて対応していく必要がある。

※デジタル臨時行政調査会

デジタル改革、規制緩和、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行することにより、国や地方の制度・システム等の構造改革を早急に進め、個人や事業者が新たな付加価値を創出しやすい社会とすることを目的として、令和3年11月に設置された(会長：内閣総理大臣)。なお、同調査会は令和5年10月6日に廃止され、同趣旨の会議体として、同日、デジタル行財政改革会議(議長：内閣総理大臣)が設置されている。

2 各手続き段階における留意事項

(1) 受講申込時について

受講申込についてオンライン手続きとする場合（オンライン手続きと郵送・窓口手続きのいずれも可能とする場合を含む）は、申請情報等の電子的情報に係る情報セキュリティ対策を適切に講じる必要があること。

(2) 講習実施時について

eラーニング等により安全衛生教育等を行う場合であっても、法定の科目の範囲、教育時間及び講師の要件を満たした上で、教本等必要な教材を用いて行うとともに、受講者が受講した事実を適切に確認する必要があること。

なお、個別の教育ごとに講習実施時に満たすべき要件については、別表のとおりであるので、留意すること。

(3) 受講修了証の発行等について

受講修了証について、デジタル発行とする場合（デジタル発行と紙媒体での発行を選択的に可能とする場合を含む）は、電子証明書等の電子的な真正性の担保に留意すること。

また、法第76条第1項の規定による技能講習のうち、法第61条第1項に規定されている就業制限に係る業務に係るものについては、同上第3項の規定により、当該業務に従事する者は資格を証する書面の携帯が義務付けられているため、デジタル発行が認められていないことにも併せて留意すること。

別表 e ラーニングにより行われる雇入れ時等教育等の実施時に満たすべき要件

	e ラーニング等の 内容	e ラーニング等の 教材の閲覧・視聴 等の時間の担保	使用されている映像教 材又はウェブサイト動 画等に出演する講師並 びに当該映像教材又は ウェブサイト動画等を 作成する者及び監修す る者	実技、修了試験等		実施場所、質問対 応		人数	討議方式として実 施する教育	備考
安全管理者選任時 研修（※1）	研修内容が、告示 （※20）第1号に 定める範囲を満た すこと	研修時間が、告示 （※20）第1号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については告示 （※20）第2号に定め る講師として必要な能 力を有することの要件 を満たすことが確認で きるとともに、動画作 成者・監修者について も十分な知識又は経験 を有することが確認で きること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	会場ごとにおおむ ね100人以内の受 講者としているこ と	—	※35
衛生工学衛生管理 者講習（※2）	講習内容が、告示 （※21）第3条第 1号に定める範囲 を満たすこと	講習時間が、告示 （※21）第3条第 1号に定める時間 以上であることが 担保できること	講師については労働安 全衛生法及びこれに基 づく命令に係る登録及 び指定に関する省令 （昭和47年労働省令第 44号。以下「登録省 令」という。）第1条 の2の2の2第1項第 2号に定める講師の要 件を満たすことが確認 できるとともに、動画 作成者・監修者につい ても十分な知識又は経 験を有することが確認 できること	—	修了試験について 登録衛生工学衛生 管理者講習機関の 監視者と同一場所 で対面により実施 していること	登録衛生工学衛生 管理者講習機関が 設定した会場に集 合して実施するこ とにより、登録省 令第1条の2の2 の2第1項第3号 に規定する衛生工 学衛生管理者講習 の業務を管理する 者が衛生工学衛生 管理者講習の実施 状況を把握するこ とができること	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に応答できるよう 双方向性が確保さ れていること	会場ごとにおおむ ね100人以内の受 講者としているこ と	—	

安全管理者等教育 （※３）	教育内容が指針 （※22）に定める 範囲を満たすこと	教育時間が、指針 （※22）に定める 時間以上であるこ とが担保できるこ と	講師については指針 （※22）に定める講師 の要件を満たすことが 確認できるとともに、 動画作成者・監修者に ついて十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	同一時間に参加し た受講者の相互の やりとりが可能と なるよう双方向性 が確保されている こと	※35
雇入れ時等の教育 （※４）	教育内容が安衛則 第 35 条第 1 項に 定める範囲を満た すこと	受講していること を担保できること	—	雇入れ時等の教育 のうち、実技教育 について、講師と 同一場所で対面によ り実施しているこ と	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
特別教育	教育内容が各特別 教育規程に定める 範囲を満たすこと	教育時間が、各特 別教育規程に定め る時間以上である ことが担保できる こと	いずれも十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	特別教育のうち、 実技教育について、 講師と同一場所 で対面により実 施していること	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
職長等の教育（※ ５）	教育内容が法第 60 条に定める範 囲を満たすこと	教育時間が、安衛 則第 40 条第 2 項 に定める時間以上 であることが担保 できること	いずれも十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	15 人以内の受講 者をもって一単位 としていること	同一時間に参加し た受講者の相互の やりとりが可能と なるよう双方向性 が確保されている こと	※35
技能講習（※６）	講習範囲が各技能 講習規程に定める 範囲を満たすこと	講習時間が、各技 能講習規程に定め る時間以上である ことが担保できる こと	講師については各技能 講習規程に定める講師 の要件を満たすことが 確認できるとともに、 動画作成者・監修者に ついて十分な知識又 は経験を有することが 確認できること	実技講習について 講師と同一場所で 対面により実施し ていること	修了試験について 登録教習機関の監 視者と同一場所で 対面により実施し ていること	登録教習機関が設 定した会場に集合 して実施すること により、法第 77 条第 2 項第 3 号に 規定する業務を管 理する者が技能講 習の実施状況を把 握できること	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に応答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね 100 人以内 の受講者としてい ること	—	

コンサルタント講習（※7）	講習範囲が告示（※23）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※23）に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第25条の6第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としていること	—	※35
筆記試験免除講習（※8）	講習範囲が告示（※24）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※24）に定める時間以上であることが担保できること	講師については登録省令第25条の21第1項第4号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け回答できる体制があること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としていること	—	※35
計画作成者参画研修（※9）	講習範囲が告示（※25）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※25）に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第55条第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け回答できる体制があること	—	—	※35
労働災害防止業務従事者講習（※10）	講習範囲が告示（※26）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※26）に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第69条第1項第4号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	—	—	受講者からの質問があった際に受け回答できる体制があること	—	—	※35

指定就業制限業務 従事者講習（※ 11）	講習範囲が告示 （※27）に定める 範囲を満たすこと	講習時間が、告示 （※27）に定める 時間以上であるこ とが担保できるこ と	講師については、登録 省令第 83 条第 4 号に 定める講師の要件を満 たすことが確認でき るとともに、動画作成 者・監修者についても 十分な知識又は経験を 有することが確認でき ること	—	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	—	—	※35
化学物質管理者講 習（※12）	講習範囲が告示 （※28）第 1 号に 定める範囲を満た すこと	講習時間が、告示 （※28）第 1 号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については告示 （※28）第 2 号に定め る講師の要件を満た すことが確認でき るとともに、動画作成者・監 修者についても十分な 知識又は経験を有する ことが確認できること	講習のうち、実技 について、講師と 同一場所で対面 により実施している こと	—	—	受講者からの質問 があった際に受付 け回答できる体制 があること	講義について、会 場ごとにおおむね 100 人以内の受講 者としていること	—	※35
建築物石綿含有建 材調査者講習（※ 13）	講習の講義の内容 が三省告示第 7 条 第 2 項第 5 号に定 める範囲を満たす こと	講習の講義時間 が、三省告示第 7 条第 2 項第 5 号に 定める時間以上で あることが担保で きること	講師については三省告 示第 5 条第 1 項第 3 号 に定める講師の要件を 満たすことが確認でき るとともに、動画作成 者・監修者についても 十分な知識又は経験を 有することが確認でき ること	実地研修について 講師と同一場所 で対面により実施し ていること	筆記試験による修 了考査について建 築物石綿含有建材 調査者講習実施機 関の監視者と同一 場所で対面により 実施し、口述試験 による修了考査を 対面により実施し ていること	建築物石綿含有建 材調査者講習実施 機関が設定した会 場に集合して実施 することにより、 三省告示第 5 条第 1 項第 6 号に規定 する建築物石綿含 有建材調査者講習 事務を管理する者 が当該講習の実施 状況を把握できる こと	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に応答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね 100 人以内 の受講者としてい ること	—	
工作物石綿事前調 査者講習（※14）	講習の講義の内容 が三省告示第 16 条の 6 第 2 項第 4 号に定める範囲を 満たすこと	講習の講義時間 が、三省告示第 16 条の 6 第 2 項 第 4 号に定める時 間以上であること が担保できること	講師については三省告 示第 16 条の 4 第 1 項 第 3 号に定める講師の 要件を満たすことが確 認できるとともに、動 画作成者・監修者につ いても十分な知識又は	—	筆記試験による修 了考査について工 作物石綿事前調査 者講習実施機関の 監視者と同一場所 で対面により実施 していること	工作物石綿事前調 査者講習実施機関 が設定した会場に 集合して実施する ことにより、三省 告示第 16 条の 4 第 1 項第 4 号に規	受講者からの質問 があった際に、講 師が講義中に適切 に応答できるよう 双方向性が確保さ れていること	学科講習につい て、会場ごとにお おむね 100 人以内 の受講者としてい ること	—	

			経験を有することが確認できること			定する工作物石綿事前調査者講習事務を管理する者が当該講習の実施状況を把握できること				
分析調査講習（※15）	学科講習の内容が告示（※29）第2条第2号及び通達（※30）に定める範囲を満たすこと	学科講習の講習時間が、告示（※29）第2条第2号に定める時間以上であることが担保できること	講師については通達（※30）に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実地研修について講師と同一場所で行っていること	筆記試験による修了考査について分析調査講習実施機関の監視者と同一場所で行っていること及び口述試験による修了考査を対面による実施していること	分析調査講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、分析調査講習実施機関が当該講習の実施状況を把握できること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	学科講習について、会場ごとにおおむね100人以内の受講者として行うこと	—	
作業環境測定士登録講習（※16）	講習範囲が告示（※31）第3条第1項に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※31）第3条第1項に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作業環境測定法（昭和50年法律第28号。以下「作環法」という。）別表第3各号の表の科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で行っていること	修了試験のうち筆記試験を登録講習機関の監視者と同一場所で行うこと及び口述試験を対面により実施していること	登録講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号。以下「作環則」という。）第44条第4号ロに規定する講習の業務を管理する者が作業環境測定士登録講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	【1】又は【2】の要件を満たしていること 【1】告示（※31）第3条に規定する講習の科目のうち「労働衛生管理の実務」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの」、「作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人ばく露測定に係るもの」及び「作	—	

								業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務（個人サンプリング法及び個人ばく露測定に係るものを除く。）」は、会場ごとに 50 人以内の受講者として いること 【2】 以下の①から③までに掲げる要件のうち、①の要件を満たし、かつ、②又は③の要件を満たしていること ① 会場ごとに 50 人以内の受講者として いること ② 告示（※31）第 3 条に規定する講習の科目のうち「規則別表第二号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第 2 に掲げる機械器具その他の設備 1 台当たり 10 人以内の受講者として いること ③ 告示（※31）第 3 条に規定する講習の科目のうち		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

								「規則別表第一号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第三号の作業場の作業環境について行う分析の実務」、「規則別表第四号の作業場の作業環境について行う分析の実務」及び「規則別表第五号の作業場の作業環境について行う分析の実務」は、作環法別表第2に掲げる機械器具その他の設備1台当たり6人以内の受講者としてしていること		
試験免除講習（※17）	講習範囲が告示（※32）に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※32）に定める時間以上であることが担保できること	講師については作環則第17条の4第1項第2号に定める講師の要件を満たすことが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	—	筆記試験について登録試験免除講習機関の監視者と同場所で対面により実施していること	登録試験免除講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第17条の4第1項第3号に規定する試験免除講習の業務を管理する者が講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとにおおむね100人以内の受講者としてしていること	—	
個人ばく露測定講習（※18）	講習範囲が、告示（※33）第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示（※33）第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、登録省令第1条の2の44の19第1項第3号（令和8年9月1日以降は、令和8年改正省	実技講習について講師と同一場所に対面により実施していること	修了試験について登録個人ばく露測定講習機関の監視者と同場所で対	登録個人ばく露測定講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、登録省令第	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、登録省令第1条の2の44の19第1項第	—	

			令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第3号)の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること		面により実施すること	1条の2の44の19第1項第4号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第4号)に規定する個人ばく露測定講習の業務を管理する者が個人ばく露測定講習の実施状況を把握することができること	双方向性が確保されていること	1号(令和8年9月1日以降は、令和8年改正省令附則第3条第1項の規定によりなお効力を有することとされた令和6年改正省令第5条の規定による改正後の登録省令第1条の2の44の19第1項第1号)に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること		
サンプリング補助者講習(※19)。	講習範囲が、告示(※34)第1条に定める範囲を満たすこと	講習時間が、告示(※34)第1条に定める時間以上であることが担保できること	講師については、作環則第51条の12第1項第3号の表の講習科目の欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ同表の条件の欄に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有することが確認できるとともに、動画作成者・監修者についても十分な知識又は経験を有することが確認できること	実技講習について講師と同一場所で行っていること	修了試験について登録サンプリング補助者講習機関の監視者と同一場所で行っていること	登録サンプリング補助者講習機関が設定した会場に集合して実施することにより、作環則第51条の12第1項第4号に規定するサンプリング補助者講習の業務を管理する者がサンプリング補助者講習の実施状況を把握することができること	受講者からの質問があった際に、講師が講義中に適切に応答できるよう双方向性が確保されていること	会場ごとに50人以内の受講者とし、かつ、作環則第51条の12第1項第1号に掲げる機械器具その他の設備1台当たり10人以内の受講者としていること	—	

(※1) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第5条第1号の厚生労働大臣が定める研修

(※2) 安衛則別表第4衛生工学衛生管理者免許の項第1号の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習

(※3) 法第19条の2の第2項の規定による教育

- (※4) 法第 59 条第 1 項及び第 2 項の規定による雇入れ時等の教育
- (※5) 法第 60 条の規定による職長等の教育
- (※6) 法第 76 条第 1 項の規定による技能講習
- (※7) 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則（昭和 48 年労働省令第 3 号。以下「コンサル則」という。）第 2 条第 7 号及び第 11 条第 10 号の講習
- (※8) コンサル則第 13 条第 1 項の講習
- (※9) 安衛則別表第 9 の表の資格の欄の研修
- (※10) 法第 99 条の 2 第 2 項の講習
- (※11) 法第 99 条の 3 第 1 項の講習
- (※12) 安衛則第 12 条の 5 第 3 項第 2 号イの厚生労働大臣が定める化学物質管理に関する講習
- (※13) 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第 1 号。以下、「三省告示」という。）第 2 条第 2 項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
- (※14) 三省告示第 2 条第 5 項の規定による建築物石綿含有建材調査者講習
- (※15) 石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号）に基づく分析調査講習
- (※16) 作環法第 5 条の講習
- (※17) 作環則第 17 条第 2 号の講習又は同条第 16 号の講習
- (※18) 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 44 号。以下「令和 6 年改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号）第 1 条の 2 の 44 の 17 第 1 項柱書に規定する個人ばく露測定講習（令和 6 年改正省令は令和 8 年 9 月 1 日に廃止。ただし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。以下「令和 8 年改正省令」という。）附則第 3 条第 1 項の規定により、同日までに令和 6 年改正省令附則第 3 条第 2 項の規定により登録を受けた登録個人ばく露測定講習機関（以下「旧登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、その登録の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、引き続きこの講習を実施することができることとされている。）
- (※19) 作環則第 3 条の 5 に規定するサンプリング補助者講習（令和 8 年改正省令附則第 12 条及び第 13 条の規定により令和 8 年 10 月 1 日前に実施されるものを含む。）
- (※20) 労働安全衛生規則第五条第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 18 年厚生労働省告示第 24 号）
- (※21) 衛生管理者規程（昭和 47 年労働省告示第 94 号）
- (※22) 労働災害の防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け能力向上教育指針公示第 1 号）
- (※23) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の六第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるコンサルタント講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 140 号）
- (※24) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第二十五条の二十一第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める筆記試験免除講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 141 号）
- (※25) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第五十五条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める計画作成参画者研修の研修科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 142 号）
- (※26) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第六十九条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める労働災害防止業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 143 号）
- (※27) 労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第八十三条第一項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が定める就業制限業務従事者講習の講習科目の範囲及び時間（平成 21 年厚生労働省告示第 144 号）
- (※28) 労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習（令和 4 年厚生労働省告示第 276 号）
- (※29) 石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号）
- (※30) 令和 2 年 9 月 1 日付け基発 0901 第 10 号「石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について」
- (※31) 作業環境測定士規程（昭和 51 年労働省告示第 16 号）
- (※32) 作業環境測定法施行規則第十七条の四第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める試験免除講習の講習科目の範囲、時間及び試験方法（平成 21 年厚生労働省告示第 146 号）
- (※33) 個人ばく露測定講習規程（令和 6 年厚生労働省告示第 93 号）（令和 8 年 9 月 1 日に廃止。ただし、旧登録個人ばく露測定講習機関については、登録の日から起算して 5 年を経過するまでの間は、個人ばく露測定講習（※18）について、なおその効力を有するものとされている。）

(※34) サンプルング補助者講習規程（令和8年厚生労働省告示第293号）

(※35) 受講者が受講した事実及び教材の閲覧・視聴等による教育時間が法令で定める教育時間以上であることを、教育を実施する者が担保する必要がある、具体的には次のような確認方法があること。

（ア）受講者を1か所に集合させず、例えば、ビデオ会議ツール等を用い、リアルタイムで講師が受講状況を確認しながら教育を行う方法

（イ）使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパソコンの操作記録等に基づき教育を実施する者が受講状況を確認する方法

（ウ）上記（ア）及び（イ）のほか、教育時間について、教育を実施する者が合理的に証明できる方法